かんたん告知区

はなさく収入保障

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

契約概要· 注意喚起情報

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。 お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。 確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。



🗟 契 約 概 要

ご契約内容等に関する確認事項

この「契約概要」には、ご契約の 内容等に関して特にご確認いた だきたいことを記載しています。

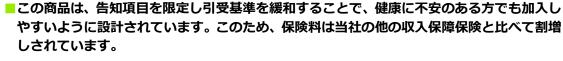
- ■ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ■「契約概要」に記載の年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- ■年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

1 商品のしくみ

■ この商品は、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすいように設計された、死亡を一定期間保障する商品です。死亡されたときは、収入保障年金を毎月お支払いします。



- (*) 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに死亡された場合、年金の支払額は年金月額の50%に削減されます。ただし、災害(不慮の事故または所定の感染症)により死亡された場合は、年金月額全額をお支払いします。
- ※お申込みいただく保険契約の年金月額、保険期間、年金支払保証期間、保険料払込期間、保険料払込経 路、保険料払込回数、保険料等については申込書(情報端末上の申込画面を含みます。)の該当箇所を 必ずご確認ください。





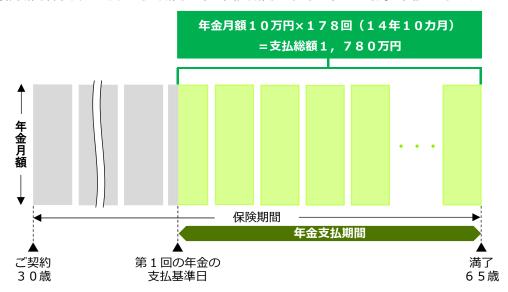
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の収入保障保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)
- ■責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに死亡された場合、年金の支払額は年金月額の50%に削減されます。ただし、災害(不慮の事故または所定の感染症)により死亡された場合は、年金月額全額をお支払いします。

■ 年金のお支払い事例

(契約年齢30歳、保険期間65歳満期、年金支払保証期間5年、年金月額10万円の場合)

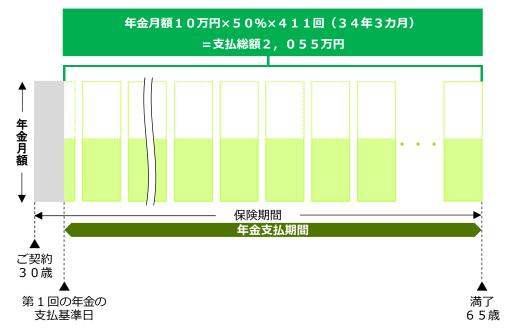
《 具体例1 》ご契約から20年3カ月目に死亡された場合

● 第1回の年金の支払基準日(年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日)から 保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。



《 具体例 2 》ご契約から10カ月目(1年以内)に病気により死亡された場合

● 第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。この場合、毎月の支払額は年金月額の50%となります。



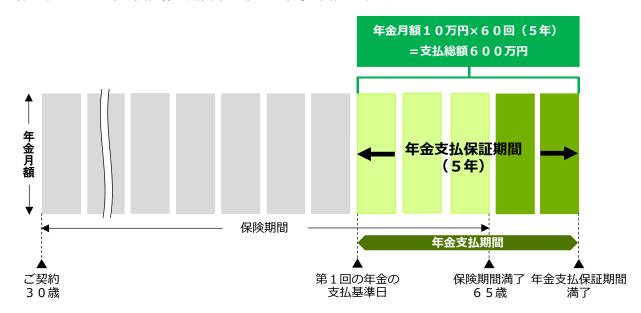
《 具体例 3 》ご契約から 10カ月目(1年以内)に不慮の事故により死亡された場合

● 第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。この場合、毎月の支払額は年金月額全額となります。



《 具体例4 》ご契約から32年1カ月目(保険期間満了の3年前)に死亡された場合

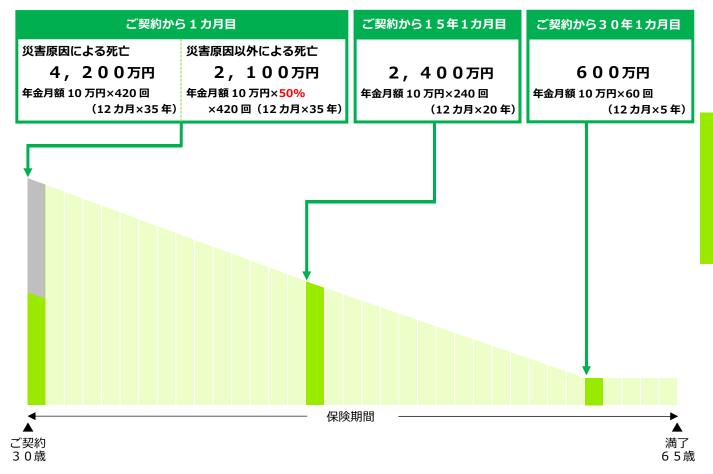
● 第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間(3年)が年金支払保証期間(5年) に満たないため、年金支払保証期間中、年金を毎月お支払いします。



※第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合、第 1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間が年金支 払期間となります。

<支払事由に該当した時期ごとの年金支払総額のイメージ図>

(契約年齢30歳、保険期間65歳満期、年金支払保証期間5年、年金月額10万円の場合)



<請求による年金の現価相当額の一時支払いについて>

- 年金の支払事由に該当した後、収入保障年金受取人から年金の現価相当額の全部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- 年金の支払事由に該当した後、収入保障年金受取人から年金の現価相当額の一部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金の一部のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の一部を一時にお支払いします(第1回の年金をお支払いする前に限り取扱います)。この場合、年金月額は減額されます。減額後の年金月額が当社の定める限度を下回るときは、年金の現価相当額の一部の一時支払いは取扱いません。
- 年金の現価相当額の一時支払いによりお支払いする金額は、年金として毎月お支払いする場合の総額よりも 少なくなります。

2 保障内容

■ この商品で支払われる年金等は、次のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加されている場合の取扱いとなります。

	年金等名称	支払事由の概要	支払額		受取人
(無解約払戻金型)【主契約】 引受緩和型収入保障保険	収入保障年金	契約日の1年後の応当日の前日までに 死亡されたとき	災害 ^(*1) 原因以外	年金支払期間中 ^(* 2) 1カ月につき、 年金月額の50%	
			災害 ^(*1) 原因	年金支払期間中 ^(* 2) 1カ月につき、 年金月額	収入保障年金 受取人
		契約日の1年後の応当日以後に死亡さ れたとき	年金支払期間中 ^(* 2) 1カ月につき、 年金月額		

- (*1) 災害とは、不慮の事故または所定の感染症をいいます。(責任開始時以後に生じたものに限ります。)
- (*2) 第1回の年金の支払基準日(年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日)から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。なお、年金支払保証期間は、ご契約時に2年・5年から選択できます。
- ※高度障害状態になられたときの年金のお支払いはありません。
- ※年金のお支払いを開始した場合、以後の保険料の払込みは不要です。

	年金等名称	支払事由の概要	支払額	受取人
ニーズ特約リビング・	リビング・ ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 (*3) から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6 カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額	被保険者

(*3) 指定保険金額とは、請求日から6カ月後の応当日における年金の現価相当額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

	保険料の払込みの免除事由の概要			
리	上皮内がん保障あり型	上皮内がん保障なし型		
保険料払込免除特約 引受緩和型3大疾病	がん ^(*) ・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除 悪性新生物には、以下を含みません。 ・上皮内がん ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん		

- (*) 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。
- 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の 高度障害状態または身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

保障内容に関してご留意いただきたい点

- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。
 - ただし、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約について、責任開始時前に生じた病気を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気が生じたことにより、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険料の払込みの免除の対象となります(がん(または悪性新生物)による場合は対象となりません)。
- 上記の他、主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)【主契約】について

- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を死亡された収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月後の年金の現価相当額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が、契約日の1年後の応当日の前日までのご契約、または、保険期間 満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の第1回の年金をお支払いした場合(年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いした場合を含みます。)には、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または 減額されたものとします。

引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約について

● 保障範囲の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払 込みを免除します。

保障範囲の型	疾病の種類	保険料の払込みの免除事由の概要	
上	がん (*)	責任開始時以後に初めて所定のがん ^(*) と診断確定されたとき (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん と診断確定されていないことを要します)	
上皮内がん保障あり	心疾患	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上の入院をったとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続2日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき	
あり型	脳血管疾患	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日 以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき	
	悪性新生物	責任開始時以後に初めて所定の悪性新生物と診断確定されたとき (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定の悪性新 生物と診断確定されていないことを要します)	
上皮内が		悪性新生物には、以下を含みません。 ・上皮内がん ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん	
上皮内がん保障なし型	心疾患	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき	
型	脳血管疾患	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき	

- ullet がん $^{(*)}$ (または悪性新生物)による保険料の払込みの免除は、責任開始日から $9\ 0$ 日経過後に所定のがん $^{(*)}$ (または悪性新生物)と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。
- (*) 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

3 保険期間・保険料等

■ 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・歳満期	・保険期間と同一	・月払(年12回払込み) ・年払(年1回払込み)	・口座振替扱 ・クレジットカード扱

4 解約払戻金

■ この商品に、解約払戻金はありません。

5 契約者配当金

■ この商品に、契約者配当金はありません。

6 その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)、保険期間満了後の更新の取扱いはありません。
- ■ご契約後に、年金月額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した年金支払保証期間・型の変更をすることはできません。
- ■申込みの経路(募集代理店等)によっては取扱いできる特約、契約年齢、年金月額等が 異なる場合があります。

7 引受保険会社

- ■引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社(日本生命グループ)です。
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月~土曜日 9:00~18:00

(祝日、12/31~1/3を除く)

はなさく生命ホームページ: https://www.life8739.co.jp/

! 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

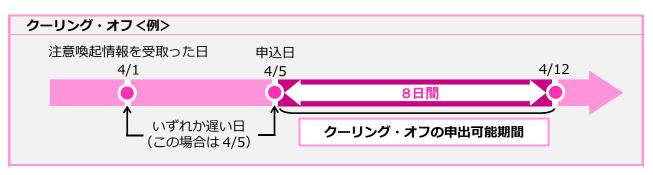
この「注意喚起情報」には、 特にご注意いただきたいこと や不利益となることを記載して います。

- ■ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解 のうえ、お申込みください。
- ■特に、年金等をお支払いできない場合等、お客様にとって 不利益となることが記載された部分については必ずご 確認ください。
- ■現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険 契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益とな ることがありますので、十分ご注意ください。
- ■年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

クーリング・オフ制度

1

保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- ■次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。期間内(8日以内の消印有効)に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

1 申込みの撤回等をする旨

- 4 申込者または契約者の住所・電話番号
- 2 申込みの撤回等をする理由(任意)
- ⑤ 申込者または契約者の氏名(自署)
- ③ 証券番号 (生命保険契約申込書(お客様控)

の右上に記載)

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便(株)銀座郵便局 私書箱52号はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

● 電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内 (8日以内) に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力のうえ、お申出ください。

この保険に加入する場合の留意事項

当社の他の収入保障保険に比べて保険料が割増しされ ています。

- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の収入保障保険と比べて割増しされています。
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の収入保障保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)
- ■責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに死亡した場合、年金の支払額は 年金月額の50%に削減されます。ただし、災害(不慮の事故または所定の感染症) により死亡した場合は、年金月額全額をお支払いします。

3

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書 (*1) で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。
 - (*1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- 生命保険募集人 (* ²⁾ には告知を受ける権限がありません。 そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても 告知にはなりません。
 - (*2) 募集代理店を含みます。
- ■健康状態等の告知の内容によっては、お引受けをお断りする場合があります。

正しく告知いただけない場合の取扱い

■契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と 異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知 義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

なお、責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由等が責任開始日から2 年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

■保険契約または特約を解除した場合、年金の支払事由等に該当していても、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を 理由として、保険契約または特約を取消すことがあります。この場合、年金等のお支 払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

責任開始(保障の開始)

4

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

■保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始(保障の開始) <例>

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



- ※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任(保障) を開始します。
- ■生命保険募集人 (*) は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。
 - (*)募集代理店を含みます。

5

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険 契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる 事項があります。

- ■解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- ■解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- ■一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- ■一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。 そのため、健康状態等の告知の内容によっては、お引受けをお断りする場合があります。 す。

また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定 が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての 詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは 3 健康状態等の告知義務 をご確認ください。

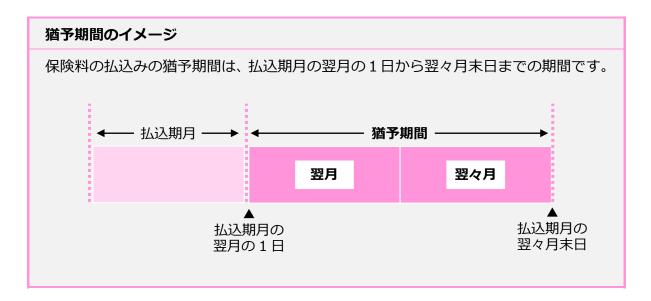
- 新しい保険契約については、**責任開始日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷** 病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、年金等のお支払いや保険 料の払込みの免除ができない場合があります。
- ■保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで 異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予 定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

保険料の払込みがない場合等の取扱い

6

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に 払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した 保険契約を元に戻すことはできません。)

■ 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保 険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないとき** は、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについてSMS(ショートメッセージサービス)^(*) や郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
 - (*)携帯電話番号を宛先として短い文字メッセージを送受信できるサービスのことをいいます。

年金等の請求

7

年金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社に ご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- ■年金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- ■年金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ■被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

年金等をお支払いできない場合

年金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- ■免責事由に該当した場合
 - 責任開始日から3年以内の自殺
 - 契約者・収入保障年金受取人の故意により死亡したとき 等
- 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
- 詐欺や年金等の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 年金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または年金等の受取 人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事 由により、保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合
- 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約について、責任開始日から90日以内にがん (または悪性新生物)と診断確定された場合

9

解約と解約払戻金

この保険には、解約払戻金はありません。

10

確認担当者による申込内容、告知内容、年金等の請求内容等の確認 認

当社の確認担当者(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、年金等の請求内容等を確認することがあります。

11

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または 経営破綻等により年金月額等が削減されることがあり ます。

■ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、 生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、 この場合にも、年金月額等が削減されることがあります。 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17(通話料無料)

受付時間 月~土曜日 9:00~18:00 (祝日、12/31~1/3を除く)

はなさく生命ホームページ: https://www.life8739.co.jp/

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・ 来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に 「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ: https://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧する Web版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、 紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつ でもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大し たり、読みたい箇所を検索したり できます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP

次のいずれかの方法で 当社ホームページに アクセス

スマートフォン等で QRコードを 読み取ってください。



URL https://www.life8739.co.jp/ customer/shiori

「はなさく生命 約款」で検索して ください。 はなさく生命 約款

該当する 「ご契約のしおり・約款」 をクリック

ご契約の「商品名」と 保険証券に記載の

「ご契約のしおり・約款番号」を ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり·約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申 出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

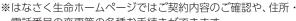
<お客様コンタクトセンター>

はなさく いーな 0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月~土曜日 9:00~18:00(祝日、12/31~1/3を除く)

<ホームページ>

https://www.life8739.co.jp/ はなさく生命



電話番号の変更等の各種お手続きができます。